

新型コロナウイルス感染症の現状及び対策について

1 新型コロナウイルス感染症の現状

(1) 国等の主な動き

- 1月28日 感染症法に基づく指定感染症及び検疫感染症に指定
- 1月30日 WHO、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言
- 2月11日 WHO、「パンデミック（世界的な大流行）」を表明
- 3月14日 「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律」等施行
- 3月28日 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の決定
- 4月7日 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言
(令和2年4月7日から5月6日まで)
- 4月10日 東京都、緊急事態措置の実施(令和2年4月8日から5月6日まで)
- 5月4日 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長(5月31日まで)
- 5月7日 東京都、緊急事態措置の期間延長(5月31日まで)

(2) 本区の現状

- | | |
|-------------------------------------|-----------------|
| 区保健所における相談件数 | 3,202人(5月12日現在) |
| 帰国者・接触者外来を紹介した数
(東京都の相談からの紹介を含む) | 302人(5月12日現在) |
| 届出患者報告数(区民) | 86人(5月11日現在) |

2 新型コロナウイルス感染症の対策

(1) 新型コロナ受診相談窓口(帰国者・接触者電話相談センター)の設置

- ① 設置年月日
令和2年2月6日(木)
- ② 対象者
新型コロナウイルス感染症の疑いのある方(該当しない方は一般相談をご案内)
- ③ 開設時間
 - ・平日、午前9時から午後5時まで
 - ・上記以外の時間帯は、都・特別区八王子・町田市合同電話相談センターで対応
(当番により保健師の派遣)
 - ・GW期間中(5月4日(月)～5月6日(水))は別途臨時開設
- ④ 人員体制(相談窓口の関連業務を含む。)

- ・保健衛生部内の流動体制により、保健師を4名から12名に増員
 - ・庁内他部からの流動体制により、過去に感染症業務の経験がある事務を1名増員
 - ・東京都からの派遣により、事務を5名増員
- ⑤ その他
- ・専用電話回線を3回線に増設
 - ・区民から多く寄せられる質問をまとめホームページにQ & Aを設置
 - ・参考資料「都民の皆さまへ～新型コロナウイルス感染症が心配なとき～」

(2) 文京区PCR検査センターの設置

- ① 設置年月日
令和2年5月18日（月）
- ② 対象者
症状や経過から医学的に感染が強く疑われると医師が判断した文京区民
- ③ 検査体制
- ・毎週月・水・金曜日 正午から午後1時まで
 - ・検査対象数は、週当たり最大15件を想定
 - ・区内医療機関内（場所は非公開）
 - ・医療機関スタッフ及び区医師会の協力により実施
- ④ その他
感染拡大の状況等を踏まえ、必要に応じて検査体制等の見直しを行う。

(3) 感染者の搬送について

PCR検査の結果が陽性となった軽症者は、自宅など現在の居所から感染症指定医療機関等の入院医療機関まで、移送を行っている。

軽症者の移送が、より確実かつ迅速に対応できるよう、これまでの民間救急への業務委託に加えて、新たに搬送体制を確保する。

- ・感染者移送用車両…民間自動車会社より車両1台の提供
- ・車両運転手…民間タクシー会社に車両運行業務を委託

(4) 妊婦向けマスクの配付

妊娠中の区民（約2,200人）を対象に、不織布マスク（7枚入り）を送付する。あわせて応援メッセージや保健所への相談案内等を掲載したチラシを同封する。（5月25日発送予定）

発送後は、窓口で妊娠届を提出した方に、母子健康手帳等と併せて直接配付する。

なお、厚生労働省が月2枚の送付を予定している妊婦向け布マスクについても、別途対応を行っている。

